古賀市監査委員告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づき、令和８年７月２７日付けで提出された住民監査請求について監査を実施したので、同条第５項の規定により、別紙のとおり監査結果を公表する。

令和８年９月１７日

古賀市監査委員　　大西　宗

古賀市監査委員　　結城　弘明

８古監発第７５号
令和８年９月１７日

請求人　様

古賀市監査委員　大西　宗
古賀市監査委員　結城　弘明

古賀市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和８年７月２７日付けで提出された古賀市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）について、地方自治法（以下「法」という。）第２４２条第５項に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

第１　請求の受理

１　請求の内容等

⑴　請求書の提出日

令和８年７月２７日

⑵　請求人

住所　略

氏名　略

⑶　請求の概要

措置請求書の内容によれば、本件措置請求の概要は次のとおりである。

古賀市（以下「市」という。）は、株式会社ＳＡＬＴとの間で、移住定住ポータルサイト管理運営業務について、令和５年４月１日、契約期間を１年、契約金額を１，３２０，０００円とする特命随意契約を締結し（以下「令和５年度契約」という。）、その後、令和６年４月１日、契約期間を３年、契約金額を６，４１５，２００円とする特命随意契約を締結した（以下「令和６年度契約」といい、令和５年度契約と令和６年度契約を合わせて「本件各契約」という。）。

同業他社の委託料の相場が１か月あたり１５，０００円程度であるのに対し、本件

各契約の契約金額が高額であること等から、本件各契約は不当であり、市が損害を受けていることが予測される。

よって、本件各契約書の契約者である古賀市長及び本件各契約の決裁権者である古賀市副市長に対し、令和５年度から令和８年度までに株式会社ＳＡＬＴが受け取る委託料７，７３５，２００円のうち市に損害を与えた金額を補填するよう求める（以下「本件措置請求」という。）。

なお、情報開示請求で本件各契約に関する資料を受け取ったのが令和８年６月９日であるところ、同日から１年以内に本件措置請求を行っているため、本件措置請求には法第２４２条第２項ただし書に規定する「正当な理由」がある。

⑷　事実証明書

・古賀市情報公開条例に基づき開示された契約書等の写し

・同業他社の１か月あたりの委託料の金額が記載されている書類の写し

２　請求の要件審査

本件措置請求書について、法第２４２条第１項が規定する要件を具備しているものと認め、令和８年７月２７日付けにて受理した。

第２　監査の実施

１　請求人の陳述

請求人から法第２４２条第７項の規定に基づく証拠の提出及び陳述を行わない旨の申出があったことから、実施しなかった。

２　監査の対象事項

本件請求において、請求人は、本件各契約の締結及び委託料の支出について、違法又は不当な財務会計上の行為であると主張しているものと解されることから、これらを監査の対象とする。

３　監査の手続

本件措置請求の監査の手続について、監査対象部局を総務部経営戦略課とし、関係書類の提出を求めることとした。

第３　事実確認について

請求人が提出した事実を証する書面、総務部経営戦略課が提出した関係書類等により、次の事実があったと認められる。

１　令和５年度契約

⑴　契約締結行為

市は、令和５年４月１日、株式会社ＳＡＬＴとの間で、次のとおり、移住定住ポータルサイト管理運営業務について特命随意契約を締結した。

ア　履行期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

イ　契約金額

年額１，３２０，０００円（月額１１０，０００円）

ウ　委託内容

移住定住ポータルサイトの管理・運用

・市の移住定住ポータルサイト「古賀移住計画（http://koga-iju.com）」の管理・運用に関すること。

・サーバーの保守管理に関すること。

⑵　支出行為

支払日：令和５年５月２４日、６月１４日、７月１２日、８月２３日、
９月２７日、１０月１８日、１１月１５日、１２月２０日、
令和６年１月２４日、２月２１日、３月２７日、４月１７日

支払額：月額１１０，０００円

２　令和６年度契約

⑴　契約締結行為

市は、令和６年４月１日、株式会社ＳＡＬＴとの間で、次のとおり、移住定住ポータルサイト管理運営業務について特命随意契約を締結した。

ア　履行期間

令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで（法第２３４条の３、地方自治法施行令第１６７条の１７及び古賀市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第２条第３号に基づく長期継続契約）

イ　契約金額

総額６，４１５，２００円

（ア）令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

年額２，１３８，４００円（月額１７８，２００円）

（イ）令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

年額２，１３８，４００円（月額１７８，２００円）

（ウ）令和８年度（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

年額２，１３８，４００円（月額１７８，２００円）

ウ　委託内容

移住定住ポータルサイトの管理・運用

・市の移住定住ポータルサイト「古賀移住計画（http://koga-iju.com）」の管理・運用に関すること。

・サーバーの保守管理に関すること。

・記事コンテンツ（コラム・インタビュー）の制作に関すること。
・閲覧を誘導する仕組みを構築すること。福岡移住計画サイトバナー設置、紹介記事の制作に関すること。

⑵　支出行為

ア　令和６年度

支払日：令和６年５月２２日、６月１９日、７月１０日、８月１４日、
９月１１日、１０月１６日、１１月２７日、１２月１８日、
令和７年１月２９日、２月１９日、３月１９日、４月１６日

支払額：月額１７８，２００円

イ　令和７年度

支払日：令和７年５月２８日、６月１１日、７月１６日、８月２１日、
９月１８日、１０月２３日、１１月２０日、１２月１１日、
令和８年１月２２日、２月１９日、３月１９日、４月１６日

支払額：月額１７８，２００円

ウ　令和８年度

支払日：令和８年５月２８日、６月２５日、７月２３日

支払額：月額１７８，２００円

第４　本件措置請求に対する監査について

１　問題の所在

本件措置請求は令和８年７月２７日になされているところ、本件各契約の締結及び令和５年５月２４日から令和７年７月１６日までの支出行為（以下、これらの支出行為を「支出行為①」という。）から１年以上経過しており、法第２４２条第２項本文が規定する請求の期間を徒過している。この点について、請求人が、情報開示請求で本件各契約書に関する資料を受け取ったのが令和８年６月９日であり、その日から１年以内に本件措置請求を行っているため、法第２４２条第２項ただし書に規定する「正当な理由」があると主張することから、以下、「正当な理由」の有無について検討する。

他方、令和７年８月２１日から令和８年７月２３日までの支出行為（以下、これらの支出行為を「支出行為②」という。）は本件措置請求から１年以内になされているから、違法又は不当な点がないかを検討する。

２　「正当な理由」の有無の検討

⑴　「正当な理由」について

法第２４２条第２項ただし書の「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて措置請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、

当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に措置請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和６３年４月２２日判決、最高裁平成１４年９月１２日判決）。

⑵　本件の検討

請求人は、令和７年９月２５日付け市政情報部分開示決定通知書において、本件各契約の契約書の開示を受けている。そうすると、請求人は、遅くとも令和７年中には措置請求を行うことができたと考えられるところ、本件措置請求は令和８年７月２７日に行われており、上記の時点から相当な期間を経過した後になされたものである。

したがって、本件各契約締結行為及び支出行為①について、相当な期間内に措置請求がなされたと認めることはできない。よって、これらに関する措置請求については、法第２４２条第２項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

３　支出行為②の違法又は不当について

令和７年８月２１日から令和８年７月２３日までの支出行為については、関係書類を確認したところ、支出命令に基づき、古賀市財務規則及び古賀市事案決裁規程の手順に則り適正に処理したうえで支出がなされていることを確認した。

４　結論

本件各契約の締結及び支出行為①については、法第２４２条第２項ただし書に規定する措置請求の要件を欠き、不適法であるため、却下する。

また、支出行為②については、請求人の請求に理由がないと判断し、棄却する。

以上